

幸田町監査公示第8号

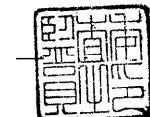
監査の結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和5年12月21日

幸田町監査委員 大 浦



幸田町監査委員 黒 木



記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の実施年月日

令和5年12月19日

3 監査の対象施設名

南部中学校、豊坂小学校、幸田小学校

4 担当課

教育委員会学校教育課

5 監査の対象事項

令和5年10月31日までの予算執行状況、施設の管理運営状況及び各種帳簿の整備状況等について、財務に関する事務が適正かつ効率的、経済的に行われているか、財産の取得、管理及び処分は適切に行われているかを主眼に監査した。

6 監査の実施内容等

幸田町監査基準に基づき、予算執行状況書及び関連調書について、あらかじめ担当課に提出を求め、適正かつ効率的、経済的に予算が執行されているかを事前確認した上で、対象施設に赴き、幸田町監査実施着眼点にある評価項目に照らし、対象施設及び担当課職員から説明を聴取して監査を実施した。

7 監査の結果

適正と認める。